

MA2011-10

船 舶 事 故 調 査 報 告 書

平成23年10月28日

運 輸 安 全 委 員 会

(東京事案)

- 1 モーターボート第二日光丸転覆
- 2 自動車運搬船PYXIS 火災
- 3 貨物船MARINE STAR コンテナ専用船たかさご衝突
- 4 貨物船DONG PHONG 乗揚
- 5 油タンカー第三十二大洋丸砂利運搬船第三十八勝丸衝突

(地方事務所事案)

函館事務所

- 6 漁船伸栄丸乗組員死亡
- 7 漁船第三十八天寵丸乗組員死亡
- 8 漁船第六十六総幸丸転覆
- 9 漁船正栄丸転覆

仙台事務所

- 10 漁船有幸丸火災
- 11 漁船金政丸乗組員死亡
- 12 漁船幸運丸乗組員死亡

横浜事務所

- 13 貨物船MAO XIN 乗組員負傷
- 14 モーターボートHONEY MAY VI沈没
- 15 モーターボートスヌープドック衝突 (係船浮標)
- 16 水上オートバイはまなす3号被引浮体搭乗者死亡
- 17 貨客船かめりあ丸衝突 (岸壁)
- 18 漁船はなぶさ丸火災
- 19 モーターボートアドレナリンジャンキーII衝突 (護岸)
- 20 遊漁船福洋丸モーターボートBIG BIRD II衝突
- 21 漁船第八十一鷹丸衝突 (岸壁)
- 22 貨物船第拾弍榮壽丸衝突 (護岸)
- 23 モーターボートおしごと丸モーターボートメンパ衝突
- 24 手漕ぎボート (船名不詳) 沈没
- 25 貨物船すみほう丸乗揚
- 26 ミニボート (船名なし) 操縦者死亡
- 27 漁船第5秋田丸乗揚
- 28 モーターボートF. THANKS 乗揚
- 29 漁船おおとり号転覆

広島事務所

- 30 モーターボート宗丸モーターボート納田丸衝突
- 31 交通船せとひめ乗揚
- 32 巡視艇いよざくら乗揚
- 33 油送船第八十三東洋丸油送船富士川丸衝突
- 34 漁船第二松栄丸乗組員死亡
- 35 プレジャーボートまさき衝突（かき筏）
- 36 漁船第三十八天王丸転覆
- 37 貨物船吉祥丸漁船航周丸衝突
- 38 漁船第五十一簸川丸定置網損傷
- 39 漁船第三大勘丸乗組員負傷
- 40 引船北木丸台船DK-1 衝突
- 41 油送船日菖丸モーターボート中山丸衝突

門司事務所

- 42 遊漁船三晴丸モーターボート HIKOMARU 衝突
- 43 モーターボート節子丸乗揚
- 44 漁船NO.3 DAE GWANG HO 漁船豊漁丸衝突
- 45 漁船大福丸浸水
- 46 巡視艇さたかぜ乗揚
- 47 漁船第二十七豊徳丸漁船一丸衝突
- 48 漁船第11大恵丸乗揚

長崎事務所

- 49 ミニボート（船名なし）転覆
- 50 遊覧船アルクマール爆発
- 51 廃棄物運搬船くいんえいと油送船大和丸乗揚

本報告書の調査は、本件船舶事故に関し、運輸安全委員会設置法に基づき、運輸安全委員会により、船舶事故及び事故に伴い発生した被害の原因を究明し、事故の防止及び被害の軽減に寄与することを目的として行われたものであり、事故の責任を問うために行われたものではない。

運輸安全委員会
委員長 後藤 昇 弘

《参 考》

本報告書本文中に用いる分析の結果を表す用語の取扱いについて

本報告書の本文中「3 分 析」に用いる分析の結果を表す用語は、次のとおりとする。

- ① 断定できる場合
・・・「認められる」
- ② 断定できないが、ほぼ間違いない場合
・・・「推定される」
- ③ 可能性が高い場合
・・・「考えられる」
- ④ 可能性がある場合
・・・「可能性が考えられる」
・・・「可能性があると考えられる」

28 モーターボート F. THANKS 乗揚

船舶事故調査報告書

平成23年10月6日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 横山 鐵 男（部会長）
 委員 庄 司 邦 昭
 委員 石 川 敏 行

事故種類	乗揚
発生日時	平成23年6月2日（木） 10時12分ごろ
発生場所	愛知県西尾市佐久島北西方沖 西尾市所在の波ヶ埼灯台から真方位015°500m付近 （概位 北緯34°43.9′ 東経137°01.9′）
事故調査の経過	平成23年6月8日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	モーターボート ^{モフ サンクス} F. THANKS、16トン 235-32548 愛知、株式会社松岡旅館 11.72m (Lr) × 4.92m × 2.42m、FRP ディーゼル機関2基、654.6kW（合計）、平成3年10月
乗組員等に関する情報	船長 男性 68歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成4年2月10日 免許証交付日 平成18年12月8日 （平成24年2月9日まで有効）
死傷者等	なし
損傷	プロペラ曲損及び欠損
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者8人を乗せ、佐久島北西方沖において、雨により視界が制限された状況下、速力約8～9ノットで手動操舵により東進した。 船長は、同乗者に佐久島を案内しようと思い、同乗者と会話をしながら右舷船首方に佐久島を視認して徐々に接近中、GPSプロッターの水深計が約2.4mを表示しているのに気付いた直後、平成23年6月2日10時12分ごろ、船底に衝撃を感じた。 船長は、直ちに機関を中立として漂泊し、愛知県高浜市所在のマリーナ及び海上保安庁に通報した。 本船は、近くにいた漁船によって引き出され、同漁船の乗組員により船底の損傷状況が確認され、自力でマリーナに帰航した。
気象・海象	気象：天気 雨、風向 南東、風力 3、視程 約300～500m 海象：波高 約1m、潮汐 下げ潮の末期
その他の事項	船長は、本件発生場所付近を何度も航行しており、浅所があって本船が乗り揚げた浅所を含め、目印となるブイが存在していることを知っていた。 船長は、佐久島に接近する際、同乗者との会話に気を取られ、ブイを確認したりGPSプロッターを活用したりして船位を確認しなかった。

分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし あり 本船は、雨により視界が制限された状況下、佐久島北西方沖を同島に接近しながら東進中、船長が、同乗者との会話に気を取られ、ブイを確認したりGPSプロッターを活用したりして船位を確認しなかったことから、浅所に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、雨により視界が制限された状況下、本船が、佐久島北西方沖を同島に接近しながら東進中、船長が、同乗者との会話に気を取られ、船位を確認しなかったため、浅所に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。	